

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚障害者（音声・言語機能障害を有するものを含む。）と健聴者との円滑なコミュニケーションのために手話通訳者（以下「通訳者」という。）を派遣し、聴覚障害者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会とする。

(通訳者)

第3条 社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会理事長（以下、理事長という。）に、通訳者として登録を行った者に、手話通訳業務を依頼するものとする。

- (1) 手話通訳士
- (2) 神奈川県手話通訳者
- (3) 前2号のほか、前2号に準じると認められる者

(派遣の対象)

第4条 この事業における通訳者の派遣の対象は、次のとおりとする。

- (1) 企業が実施する事業
- (2) 神奈川県又は公的団体等が実施する会議、大会等の事業（神奈川県保健福祉部障害福祉課の所管に属するものは除く。）
- (3) 前2号のほか、依頼者が派遣費用を負担し、派遣の要請があるもの
- (4) 前3号のほか、理事長が適当と認めるもの

(派遣の申請)

第5条 通訳者の派遣を申請しようとする者は、手話通訳者派遣申請書（第1号様式）を、原則として、15日前までに理事長あてに提出する。

- 2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに派遣の諾否を決定し、通訳者に手話通訳依頼書（第2号様式）による依頼を行った後、申請者に手話通訳者決定通知書（第3号様式）を通知する。

(申請者の費用)

第6条 前条の派遣に要する費用は、別に定める。

(通訳者の責務)

第7条 通訳者は、業務を行うに当たっては、実施機関、団体等の性格及び個人の人格を尊重し、業務上知り得た秘密を守らなければならない。通訳者でなくなった場合も同様とする。

2 通訳者は、業務終了後速やかに手話通訳報告書(第4号様式)を作成し、理事長に提出しなければならない。

(通訳者に対する報酬)

第8条 理事長は、業務を行った通訳者に対し、別に定めるところにより報酬を支払うものとする。

2 通訳者に対する報酬の支払いは、手話通訳派遣費支払調書(第5号様式)に基づいて行う。

(研修)

第9条 理事長は、通訳者に対して資質の向上を図るため、年1回以上の研修を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 当分の間、神奈川県手話通訳者派遣事業要綱第3条の規定に基づき、神奈川県手話通訳者として登録を行った者は、第3条の登録者とみなす。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会
動画配信等を伴う手話通訳者料金規程

1 目的

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会（以下、「社福法人」という。）が、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会手話通訳者派遣事業実施要綱（以下「派遣要綱」という。）により実施する派遣において、手話通訳者を画像に組み入れるなどした動画等の配信を伴う料金等について、その詳細を定める。

2 定義

この規程において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「申請者」とは、社福法人が派遣要綱により実施する、手話通訳者の派遣を申請するものをいう。
- (2) 「料金」とは、申請者が社福法人へ支払う手話通訳者 1 人あたりの金額をいう。この金額には、手話通訳者への報酬、事務費が含まれるものとする。
- (3) 「交通費」とは、手話通訳者が自宅から、派遣場所までの公共交通機関を利用した場合の往復実費とする。
- (4) 「派遣時間」とは、集合時間から業務終了時間とする。

3 料金

- (1) 料金の基準は、手話通訳者の 1 人あたりについて定める。
- (2) 手話通訳者の料金は、次のとおりとする
 - ア 料金は、1 時間単位とする。
 - (ア) 派遣時間 1 時間までを、11,875 円とする。
 - (イ) 以後、派遣時間 1 時間ごとに 4,375 円を加算する。
 - (ウ) 単位時間を 1 分でも越えた場合は、4,375 円を加算する。

4 派遣取消料金

- (1) 派遣取消料の基準は、手話通訳者の 1 人あたりについて定める。
- (2) 派遣取消の料金は、社福法人が、派遣申請者からの派遣取消連絡を受理した時点で、次のとおりとする。
 - ア 派遣日前々日の正午までに、社福法人に対して、申請者から取消連絡があった場合は無料とする。
 - イ 派遣日前日の午後 4 時までに、社福法人に対して、申請者より取消連絡があった場合は、1 時間分とする。
 - ウ 派遣日前日の午後 4 時以降に、社福法人に対して、申請者より取消連絡があった

場合は、派遣申請時間分の料金とする。

- (3) ただし、派遣前日または前々日が月曜日、祝日、年末年始等の休館日の場合は、その前の直近の開館日を、当該日とする。

5 交通費

申請者は、手話通訳者個々の交通費すべてを負担する。

6 派遣費

- (1) 派遣費は、料金の手話通訳者人数分と手話通訳者の個々の交通費の合計とする。
- (2) 申請者は、社福法人に対して、派遣費を指定された銀行口座に、期限までに振り込むものとする。ただし、期限までに支払いができない場合は、申請者は事前に社福法人に対して連絡を行い、指示を受けるものとする。

7 その他

- (1) その他必要なものは、別に定める。
- (2) 派遣費等は、この規程に基づき作表し、申請者等に提示できる。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。